

○公財ア管運第 114 号

民族共生象徴空間ホームページ広告取扱要領を次のように定める。

令和 2 年 3 月 25 日

民族共生象徴空間運営本部長

## 民族共生象徴空間ホームページ広告取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という。）が管理・運営する民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）公式ホームページ（ドメインが「ainu-upopoy.jp」のホームページに限る。以下「ページ」という。）への民間企業等の広告（法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示であって、広告掲載料を徴収することが適当でないと民族共生象徴空間運営本部長が認めるものを除く。）の掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 広告掲載料を負担してページ内にバナー広告を掲載することを希望する事業者をいう。
- (2) バナー広告 ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (3) 閲覧者 インターネットを通じて、ページを閲覧する者をいう。

(広告の種類)

第 3 条 ページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告等の範囲)

第 4 条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の風俗営業、同条第 5 項の性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに係るもの（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に基づき発行される宝くじに係るものを除く。）
- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの

- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当するもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号のインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (13) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引を行うもの
- (14) その他ウポポイを広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

2 次に掲げる広告は、掲載しない。広告のリンク先ホームページの内容が次のいずれかに該当する場合も、同様とする。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他関連法令の規定に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性があるもの
- (6) 宗教性があるもの
- (7) 社会問題についての主義主張を含むもの
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) その他ウポポイの性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦70ピクセル×横222ピクセル以下
- (2) 形式 GIF、JPEG 又は PNG
- (3) データ容量 財団との協議による

(バナー広告の表現)

第6条 次の表現を含んだバナー広告は、禁止とする。

- (1) ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの
- (2) ウポポイの事業又は財団が推奨する事業若しくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解

するおそれのあるもの

(3) アニメーション及び透過色を用いたもの

2 バナー広告に用いる画像には、次の各号により代替文字列を指定するものとする。

(1) 先頭は「[広告]」の4文字とする。

(2) 前号の文字列に続く文字列は、原則として、広告主又は広告に表示されている文字列とする。

3 広告主は、第1項第2号に該当する内容を広告のリンク先ホームページに掲載してはならない。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第7条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、別に定める。この場合において、広告主は掲載位置を指定できないものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別に定める。

(広告の申請可能枠)

第9条 広告掲載の申請は、1事業者につき1枠に限り、これを行うことができる。

(広告掲載の決定)

第10条 申込の先着順で審査し、決定する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、1か月当たり1枠10,000円(消費税別途)とする。

2 別表区分欄に掲げる区分ごとの広告掲載料は、前項の規定にかかわらず、同表掲載料欄に掲げるとおりとする。

(広告掲載料の支払)

第12条 広告主は、契約期間に係る広告掲載料を一括して、財団が指定する期日までに、財団が指定する口座に、広告主の負担において振込むものとする。

2 前項の規定に基づき振り込まれた広告掲載料は、返還しない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年7月12日から施行する。

別表

区分	掲載期間	割引率	割引適用区分
継続割引	3 か月間	10%	適用③
	6 か月間	20%	適用③
	1 2 か月間	30%	適用③
財団賛助会員※1	1 か月間	30%	適用②
ウポポイ協力企業※2	1 か月間	30%	適用②
バナー広告相互掲載※3	1 か月間	40%	適用①

注1：いずれも消費税別途

注2：複数の区分に該当する場合は、それぞれの割引適用区分を重ねて適用する。(例：①×②×③  
(12 か月継続掲載の場合) = 35,800 円)

※1 財団賛助会員：公益財団法人アイヌ民族文化財団の賛助会員

※2 ウポポイ協力企業：ウポポイロゴマーク（国立アイヌ民族博物館ロゴマーク又は公式キャラクターを含む。）を掲載した商品を開発した事業者、ウポポイ内で実施している各種事業に貢献している事業者（例：体験プログラム請負事業者）など

※3 バナー広告相互掲載：広告主のホームページにウポポイバナーを掲載している事業者